

令和5年度阪神南「具体」プロモーション業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 業務の名称

令和5年度阪神南「具体」プロモーション業務委託

2 業務概要

(1) 目的

「具体美術協会」（以下「具体」）は、進取の気性に富んだ阪神間モダニズムの文化風土を背景にリーダーである吉原治良（1905-1972）の下、阪神間在住の若き美術家が集い、1954年に芦屋で結成された前衛美術家集団である。とりわけ1950年代後半には後のパフォーマンスやハプニング、インスタレーションなどの先駆けとなる数々の実験的な作品を発表し、今日、それらは世界的にも高く評価されている。

2024年に結成70周年、2025年に吉原治良の生誕120年、そして令和7（2025）年度には大阪・関西万博が開催されることから、兵庫県阪神南県民センター（以下「県民センター」という。）では、「“具体”を知る・見る・体験する」をテーマに「具体」の魅力を紹介するウェブサイトを開設し、阪神間モダニズムの系譜も踏まえた「阪神間具体マップ」の作成の他、「具体」の作品を所蔵している美術館の紹介、関連イベント等の企画や情報を順次発信するなどして阪神南地域の回遊を促すとともに、地域への誘客促進及びブランド力向上を図る。

(2) 業務内容

詳細は別添仕様書のとおり

(3) 事業費

4,300千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 契約に関する事項

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約内容

受託者決定後、県民センターと受託者の双方協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。その際、提案内容を修正し、又は変更することがある。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、県民センターが検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で受託者に支払う。

(4) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(5) 再委託

業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第

三者に委託することはできない。ただし、業務の一部を第三者に再委託等する場合には、あらかじめ書面にて県民センターの承認を得るものとし、再委託先等の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。そのため、仕様書等で定める機密保持等、受託者の責務を再委託先等も負うように必要な措置を講じるとともに、再委託先等が無断で更なる再委託等を行わないように適切に指導・監督しなければならない。

(6) 契約の解除

ア 委託契約書に記載する条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

イ 上記（ア）により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

契約が終了又は解除された場合、県民センターが継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、県民センターの指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。

(8) 機密保持

受託者は本契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布してはならない。

4 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 過去5年間に官公庁等が発注する本業務に類似した業務もしくは地域でのアートプロジェクトや観光プロモーションの実施実績がある団体。
- (3) 業務の実施にあたり、県民センターとの打合せや問い合わせ等に適切に対応できること。
- (4) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (5) 兵庫県情報セキュリティ対策指針を満たす対策を講じることができること。またシステム障害時には迅速に対応できる体制がとれること。
- (6) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。
- (7) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (8) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 兵庫県（以下、「県」と言う）の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

- (9) 共同体による参加の場合は、すべての構成員が、前記(1)から(8)までの各要件を満たしており、本プロポーザルに関して他の共同体の構成員を兼ねておらず、単独での参加もしていないこと。又、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とし、参加申出書類提出後、代表者及び連合体を構成する団体(構成員)の変更は認めない。

5 実施スケジュール

本業務にかかるスケジュールは次のとおりとする。

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 公募開始 | 令和5年11月29日(水) |
| 質問受付締切 | 令和5年12月7日(木) 午後5時まで |
| 質問回答 | 令和5年12月11日(月)を予定 |
| 応募書類提出期限 | 令和5年12月13日(水) 午後5時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和5年12月19日(火) 午前中 |
| 選考結果通知 | 令和5年12月22日(金)を予定 |
| 契約締結 | 契約保証金納付(又は履行保証保険契約締結)を確認次第、速やかに行います。 |

6 応募方法及び提出書類

(1) 提出及び問合せ先

兵庫県阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

TEL: 06-6481-4558 (直通) FAX: 06-6482-0579

E-mail: hanshinm_kem@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布方法

兵庫県公式ホームページに掲載、又は前記(1)「提出及び問合せ先」で配布する。

* トップページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) → 「記者発表」(公募開始日と同日の記者発表資料参照)

イ 配布期間

令和5年11月29日(水)から12月13日(水)

* 上記「(1) 提出及び問合せ先」での配布の場合は、平日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(3) 提出書類及び提出部数

| | 書類名 | 部数 |
|---|---|--------------|
| ア | 公募型プロポーザル応募申請書 [様式1] | 正本1部 |
| イ | 事業者概要 [様式2] * 会社概要(パンフレット)等応募者の概要を説明する書類が添付のこと | 正本1部 副本9部 |

| | | | |
|---|--|-------------------------|--------------|
| ウ | 法人関係書類（次の①～④すべて） ①定款又は寄附行為 *法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類 ②法人登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの） *法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類 ③納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ・主たる事務所を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書 ^{（注1）} ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ④財務諸表（直近2ヶ年のもの） ・事業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 | [様式任意] | 正本1部 副本2部 |
| エ | 共同体関連書類（共同体で参加の場合のみ）（次の①～③すべて） ^{（注2）} ①共同事業体構成表 ②業務分担予定表 ③共同事業体委任状 | [様式3] [様式4] [様式5] | 正本1部 副本9部 |
| オ | 企画提案書 *企画提案書の表紙のみ様式6を使用 | [様式任意] （表紙 様式6） | 正本1部 副本9部 |
| カ | 経費積算見積書 | [様式7] | 正本1部 副本9部 |

注1 兵庫県内に事務所がある場合は兵庫県分のみ提出。なお、本県に係る証明書は令和5年度分の兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知の写しの提出に代えることができる。

注2 共同体での参加の場合、イ及びウは各構成員分提出すること。

（4）企画提案書の内容及び作成方法

前記2（1）の目的及び仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された企画提案書を作成すること。

ア 内容

- ① 事業名称及びロゴデザインの企画提案（特徴、作成意図等を記載）
- ② ウェブサイトの設計・構築及びコンテンツ制作の企画提案
 - ・全体コンセプト、制作方針
 - ・事業目的達成のために工夫する点
 - ・サイトのデザイン案（特徴、作成意図等を記載）
 - ・阪神間具体マップのデザイン案（特徴、作成意図等を記載）
 - ・効果的なプロモーションツール等の活用とその狙い及び有効性
- ③ 阪神間具体マップを踏まえたイベント及びプロモーションの企画提案
 - ・全体方針
 - ・イベントの企画提案（本数、時期、内容等）
 - ・効果的なプロモーションツール等の活用とその狙い及び有効性
 - ・事業目的達成のために工夫する点

* イベント及びプロモーションの実施時期は令和6年度から令和7年度10月の間を想定して作成すること

* 各年度の事業費は令和5年度と同規模を想定して作成すること（特設サイトのコンテンツの拡充及び維持経費を含む）

④ 実施体制

- ・ 本業務のスケジュール、工程表
- ・ 業務遂行にあたっての組織体制（スタッフの人数、役割、専門分野等）

⑤ その他、特筆すべき事項やアピール点（任意）

イ 作成方法

A4判両面で10枚（20頁）以内（ただし、表紙、目次は含まない）とし、ページ番号を付すこと。写真、図等の使用も可とする。ただし上記②阪神間具体マップのデザイン案については、A3判横書きも可とする。

ウ 留意事項

文化資源としての「具体」の認知度向上を図るとともに、令和7（2025）年大阪・関西万博開催期間を見据えた情報発信・誘客促進にも考慮して作成すること。

(5) 受付期間

令和5年11月29日（水）から12月13日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）

(6) 受付方法

ア 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合は、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。

ウ 郵送の場合は、期限までに必着のこと。

(7) 留意事項

ア 提出書類はいずれもA4判で印刷の上、左肩をクリップ留めして提出すること。ただし上記(4)イのとおり、具体デジタルマップのデザイン案については、A3判横書きも可とする。製本等の装飾は不要。

イ 提出書類を取り下げ辞退する場合は、「辞退届」（様式9）を上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

7 募集要項に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年11月29日（水）から令和5年12月7日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票〔様式8〕に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。件名には「【質問】阪神南「具体」プロモーション業務委託プロポーザルに関する質問」と明記すること。

(3) 提出先

上記6(1)の「提出及び問合せ先」に同じ。

(4) 質問に対する回答

令和6年12月11日（月）までに質問者に回答を予定。なお、同種の質問が想定されるもの等については、募集要項を配布した全ての者（審査会への不参加を表明した者を除く）に対

して随時回答の内容を連絡する。

(5) その他

提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

8 審査

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションを実施の上、下記(2)の審査基準に基づき審査し、業務を委託するものを選定する。なお、必要に応じて提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査基準

| 審査項目 | | 審査基準 |
|--------|-------------------|---|
| 企画提案内容 | 事業名称・ロゴデザイン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨や魅力が良く伝わる企画・提案となっているか。 ・ 「具体」や阪神間モダニズムにふさわしいデザイン性を備えているか。 |
| | ウェブサイト | <p>【設計・構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨や魅力が良く伝わる企画・提案となっているか。 ・ 更新や管理がしやすいシステムになっているか。 ・ サイトデザインは「具体」や阪神間モダニズムにふさわしいデザイン性を備えているか。 <p>【コンテンツ（阪神間具体マップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨や魅力が良く伝わる企画・提案となっているか。 ・ 「具体」の認知度を高める独自の工夫がなされているか。 ・ 「具体」や阪神間モダニズムにふさわしいデザイン性を備えているか。 |
| | イベント・プロモーションの企画提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「具体」の認知度を高める独自の工夫がなされているか。 ・ 阪神南地域の回遊性が高まる事業案となっているか。 ・ SNS等を活用した効果的な発信戦略が提案されているか。 |
| 実施体制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術関係者や地域住民等との協議経験を豊富に有し、業務に反映するための良好なコミュニケーション能力を有しているか。 ・ 提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 |
| 業務実績 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務と同種又は類似業務の実績があり、必要な技術力・遂行力等を有しているか。 |
| 経費 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対し妥当な経費積算となっているか。 |
| 全体評価 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容が事業目的及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。 ・ 提案内容が効果的な企画・提案であるか。 ・ 業務を遂行するにあたっての創意工夫等を行っているか。 |

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和5年12月19日(火)(予定)

イ 場所

兵庫県阪神南県民センター 別館2階 大会議室

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8

*Teamsによるオンライン開催の可能性あり

ウ 時間構成

1者につき15分程度(別途、準備5分、質疑応答10分程度あり)

エ 内容・方法

- ① プレゼンテーションは、上記6提出書類を受け付けた順に個別に実施する。
- ② 上記6(4)の企画提案書について口頭にて説明を行うこと。資料の追加・変更は認めない。
- ③ プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合は事前に連絡すること。モニターはこちらで用意するが、それ以外に必要な機材(パソコン等)は応募提案者で用意すること。なお、持ち込みのパソコンとモニターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続とする。
- ④ プレゼンテーションに出席できる人数は4人までとし、提案業務に関係のない者はプレゼンテーションの審査委員会の総意により退席を命じる場合がある。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査内容に関する問い合わせについては一切回答しない。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 上記4の応募資格に該当しない場合

イ プレゼンテーションに出席できない場合

ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

カ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

キ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

ク 提案書類において業務仕様書に規定する総事業費(消費税込み)を超過した場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

9 留意事項

(1) 提出書類について

ア 応募受付後、電話等で事業内容等を確認する必要があるため、応募団体における担当者名の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なものを記入すること。

イ 申出書類、企画提案書の作成や提出、プレゼンテーション等、当プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。

ウ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

エ 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

- オ 提出書類は非公開とする。
 - カ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
- (2) 業務執行について
- ア 受託者は、本業務が委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。
 - イ 成果物にかかる著作権及び二次利用にかかる権利は、兵庫県に帰属する。
 - ウ 購入した財産は、兵庫県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。
 - ウ 機械・設備等の備品（100千円以上）は、原則リース又はレンタルにより対応すること。
 - エ 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
 - オ 本業務終了後も含め、兵庫県監査委員や会計検査院等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合、検査に協力すること。
 - カ 業務の実施により発生した収入は、本事業に充当すること。